

～破産管財人からの証明書により未払賃金立替払を請求される方へ～

【未払賃金の立替払請求書】と

【退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書】の記入方法と提出書類

労働者健康安全機構送付用 機構整理番号

(未払賃金の立替払事業) 様式第8号

未払賃金の立替払請求書

賃金の支払の確保等に関する法律第7条の規定に基づき、次のとおり未払賃金の立替払を請求します。

独立行政法人 労働者健康安全機構理事長 殿 請求年月日 令和元年 9月 1日

フリガナ	ケンコウ	タロウ	生	年	月	日						
①氏名	健康	太郎	男	大正	昭和	平成						
請求者	〒	2	1	1	-	0	0	2	1			
②現住所	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 健康安全マンション2号室											
③立替払請求金額	¥	1	2	3	4	5	6	円	(044)	431	-	8663

◎立替払金振込先金融機関の指定 (請求者本人名義の普通預金口座に限ります。)

金融機関名	健康	①	銀行	②	ゆうちょ銀行(郵便局)	③	信託銀行
フリガナ	アンゼン	④	信用金庫	⑤	信用組合	⑥	労働金庫
本・支店(支所)名(出張所)	安全	⑦	農業協同組合(漁業協同組合は利用できません。)				
本・支店番号	1	2	3				
普通預金口座番号	4	5	6	7	8	9	0
フリガナ	ケン	コウ	タ	ロウ			
口座名義人	健康 太郎						

再立替又は更生が請求できる期間は、倒産について、労働基準監督署長から起算して2年間です。日又は破産、特別清算、

※ 現在住所は、〒番地まで正確に書いてください。社宅・宿舍又は寄宿の場合は、その名称・棟・号又は番地を必ず書いてください。

- * 記入もれ、記入事項の誤り、提出書類や添付書類の不足のような不備がある場合は、立替払の時期が遅れます。
- * 黒のボールペンで記入してください。(鉛筆のように消すことができる筆記用具は不可。)
- * 「請求書」及び「申告書」と、「証明書」は切り離さないでください。

「未払賃金の立替払請求書」の記入方法

- ①氏名
「証明書」に記載されている氏名を変更した方は、裏面の「未払賃金の立替払請求者の氏名・住所・振込先金融機関変更届」と、戸籍謄本など氏名を変更したことのわかる公的な書類の写しを添付してください。
- ②住所
「証明書」に記載されている住所を変更した方は、裏面の「未払賃金の立替払請求者の氏名・住所・振込先金融機関変更届」と、住民票など住所を変更したことのわかる公的な書類の写しを添付してください。
- ③立替払請求金額
証明書の下の右側にある「未払賃金の立替払額」欄の金額を記入してください。

未払賃金の立替払額の計算																													
未払賃金総額又は限度額 ()万円のうち低い額	未払賃金の立替払額 ※1円未満の端数は切り捨て																												
<table border="1"> <tr><td>百万</td><td>拾万</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>千</td></tr> <tr><td>¥</td><td>1</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr> </table> 円×0.8 =	百万	拾万	万	千	百	拾	千	¥	1	5	4	3	2	1	<table border="1"> <tr><td>百万</td><td>拾万</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>千</td></tr> <tr><td>¥</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr> </table> 円	百万	拾万	万	千	百	拾	千	¥	1	2	3	4	5	6
百万	拾万	万	千	百	拾	千																							
¥	1	5	4	3	2	1																							
百万	拾万	万	千	百	拾	千																							
¥	1	2	3	4	5	6																							
- ④立替払金振込先金融機関の指定 (※請求者本人名義) (※法人名・屋号が記載された口座名義は不可)
「金融機関名」欄、「本・支店(支所)名(出張所)」欄と支店名等の「フリガナ」欄、「本・支店番号」欄、「普通預金口座番号」欄、「口座名義人」欄と口座名義人の「フリガナ」欄の全ての欄に必ず記入してください。
ゆうちょ銀行を指定する方は、店名・口座番号がわかるように通帳の写しを添付してください。
ゆうちょ銀行以外を指定する方も可能であれば、通帳の写しを添付してください。(※誤りがあると支払いが遅れます。)

「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の記入方法

- * 立替払請求が定期賃金のみで退職金を含まない場合であっても、必ず記入してください。 (記入により税法上有利に取り扱われ、多くの場合は非課税となります。)
 - ◇退職した年(又は前年以前4年以内)に勤務先や生命保険会社、勤労者退職金共済機構などから退職手当の支払を受けていない方は、ここへ記入してください。
 - ◇退職した年(又は前年以前4年以内)に上記の退職手当の支払を受けた人は、ここへ記入しないで、①税務署に備え付けの「退職所得の受給に関する申告書」に記入し、②支払者から交付された「退職所得の源泉徴収票」の写しとあわせて「請求書」に添付してください。
- ⑤退職した年
 - ⑥退職年月日
 - ⑦あなたが退職した会社における勤続期間
「証明書」の中央にある「雇入年月日」欄と「基準退職日」欄を確認の上、記入してください。
勤続期間の1年未満の端数は、たとえ1日でも切り上げて1年として計算をしてください。
(例、18年9か月は、19年となります。)
 - ⑧氏名
氏名を記入してください。
 - ⑨非居住者の方は国籍名を記入
 - ⑩入国年月日
外国人の方は、租税条約(協定)に基づく源泉徴収を確認するため国籍を記入してください。また、日本での居住期間を計算するために入国年月日を記入してください。
外国人の方は全員、添付書類(裏面に記載)を提出してください。
- | | |
|---------|-----------|
| 雇入年月日 | 平成13年4月1日 |
| ⑤ 基準退職日 | 令和1年6月20日 |

川崎北税務署長殿 市町村長殿 令和元年分

退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書

提出日 上記立替払請求書記載請求年月日のとおり

氏名	⑧ 健康 太郎	⑥	退職年月日	令和元年 6月 20日
退職した年の1月1日現在の住所	〒031-0822 青森県八戸市白金町7丁目7-7	⑦	あなたが退職した会社における勤続期間	自 平成13年 4月 1日 19年 至 令和元年 6月20日
現住所	上記立替払請求書記載のとおり	⑩	障害者になったことにより退職した事実の有無	有・無
非居住者の方は国籍名を記入		⑨	退職所得の支払者の住所及び名称	所在地 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 名称 独立行政法人 労働者健康安全機構

1 この立替払金のほかに、前に退職手当等の支払を受けたことがある方は、この申告書には記入しないで、税務署に備え付けてある「退職所得の受給に関する申告書(以下「税務署備付申告書」)」に必要事項を記載のうえ提出してください。また、本年中に他に退職手当等の支払を受けたことがある方は、「税務署備付申告書」に支払者が交付した「退職所得の源泉徴収票」を添付して提出してください。

2 1以外の方は、必ず上欄の申告書(本枠欄)に記入してください。
なお、非居住者(次のいずれかに該当する人。ア 日本国内に住所も居所も有しない人。イ 日本国内に住所がなく、かつ、日本国内に引き続き居所を有している期間が1年に満たない人。)の方は、所得税法及び租税条約に基づく課税となりますので、上欄の申告書に国籍名、入国年月日を記入してください。

3 上欄の申告書に記入がない場合又は「税務署備付申告書」の提出がない場合は、支払金額の20.42%相当額が退職所得に係る源泉徴収税額となります。

同じ日です

■ 立替払請求における各種届出一覧(提出書類の様式は機構のホームページからダウンロード可能です。)

令和 年 月 日

届出が必要な場合	提出書類	添付書類	注意事項
立替払請求する場合	(立替払請求書の下欄にある)退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書	---	・立替払金は租税特別措置法により退職所得として扱われます。 ・必ず申告書に記入してください。 ・記入がない場合は、立替払額の20.42%相当額が源泉徴収されます。
他の退職所得がある場合(中小企業退職金共済制度等の退職金等)	(税務署備付)退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書	当該退職所得に係る源泉徴収票の写し	・申告書は国税庁又は機構のホームページからダウンロード可能です。 ・個人番号(マイナンバー)を記入していただく必要はありません。
ゆうちょ銀行を振込先に指定する場合	---	通帳の写し	通帳は、表紙の裏側部分(他金融機関への振込用の店名・店番・口座番号記載分)の写し。
外国人が立替払請求する場合	立替払請求書	・通帳の写し ・在留カード(両面)及びパスポートの写し	・通帳は、表紙の裏側部分(金融機関名・支店名・口座番号・名義人等記載分)の写し。 ・パスポートは、顔写真のあるページ及び日本国入国日・出国日の記載された全ページの写し。 ・海外送金を希望される場合は別途書類が必要となりますので、当機構にお問い合わせください。 ・通称名で請求される場合は別途書類が必要となります。(添付資料の氏名と同一人物であることが記載された書類の写し。)
氏名を変更した場合		戸籍謄本又は戸籍抄本	氏名の変更が分かる部分の写し
住所を変更した場合	未払賃金の立替払請求者の氏名・住所・振込先金融機関変更届	自動車運転免許証の写し(表・裏)、住民票の写し等	「住民票の写し」は、本籍地、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを提出してください。
振込先金融機関を変更する場合		変更する振込先金融機関の通帳の写し	振込先金融機関の通帳は、表紙の裏側部分(金融機関名・支店名・口座番号・名義人等記載分)の写し。
労働者が死亡した場合	代表者選任届	・退職労働者が死亡していること並びに請求者が相続人であることが明らかとなる戸籍謄本 ・代表者選任届に署名された全相続人の印鑑証明書	・請求者は相続人になります。 ・立替払請求書の下欄にある退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書の記入は不要です。

【外国人が海外送金を希望する場合】

以下①②③④⑤の全ての書類を「請求書」に添付してください。

- ① 「海外送金申請書」 ※様式は機構までお問合せください。
- ② 在留カード(両面)の写し
- ③ パスポートのうち、顔写真のあるページの写し
- ④ パスポートのうち、日本国入国日・出国日の記載された全ページの写し
- ⑤ 送金先銀行の通帳の写し(通帳がない場合は、口座を開設したことを証明する書類)

※海外送金の場合は、立替払請求額から振込手数料(約7,500円)を控除した額をお支払いします。

独立行政法人

〒211-0021

労働者健康安全機構

神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1

立替払相談コーナー

電話番号 044(431)8663

URL <https://www.johas.go.jp>

未払賃金の立替払請求者の氏名・住所・振込先金融機関変更届

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

住所 _____

電話 _____

氏名 _____

下記のとおり氏名・住所・振込先金融機関を変更するので届け出ます。

立替払請求者の生年月日	昭和 平成 西暦	年 月 日	退職した会社	名称: 住所:
-------------	----------------	-------	--------	------------

○氏名を変更した場合

変更後の氏名	(フリガナ) 変更後の氏名		
	(フリガナ) 変更前の氏名		
	変更の理由		

㊦ 婚姻等で氏名を変更した場合は、本人確認のため戸籍謄本又は戸籍抄本を添付してください。

○住所を変更した場合

変更後の住所	〒 電話番号		
	(フリガナ)		
	都・道 府・県	市・区 郡	町・村

㊦ 住所を変更した場合は、免許証の写し(表・裏)・住民票(マイナンバーが記載されていないもの)等、本人確認ができるものを添付してください。

○振込先金融機関を変更する場合

変更後の金融機関	金融機関名	(銀行・金庫・農協・信組)					
	(フリガナ) 店名	(本店・支店・支所・出張所)					
	店番						
	普通預金口座番号						
	(フリガナ) 口座名義人						

㊦ 通帳の写しを添付してください。

㊦ 免許証の写し等、本人確認ができるものを添付してください。